

安平町町民参画推進条例(案)

逐条解説

平成 25 年 10 月

安平町町民参画推進条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、安平町まちづくり基本条例（平成●年条例第●号 以下「基本条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、町民が町政運営に参画するために必要な基本的な事項を定めることにより、町政運営への町民の参画を促し、もって町民と町による協働のまちづくりを推進することを目的とします。

【趣旨】

安平町まちづくり基本条例第12条（参画機会と広聴制度）では、町民から意見を聴取し、町民意見を政策に反映し、重要施策等の策定は事前説明に努め町民参画を基本とすると規定しています。この条例は、そのための方策等を規定するもので、町民の町政への参加と協働を、より一層推進させるためのものです。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 町民 町内に住所を有する人、町内で働く人、学ぶ人、活動する人、町内で事業を営むものをいいます。
- (2) 町 まちの執行機関となる町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 町政 町民の福祉の増進を図ることを基本として、町がその事務処理をするために実施する政策、施策及び事務事業をいいます。
- (4) 町民参画 町の政策立案、施策運営にあたって広く町民の意向を反映し、町政を推進することをいいます。
- (5) 協働 町民と町がそれぞれの役割と責任に基づき、協力し合い、相互に補完して、公共的又は公益的な活動を行うことをいいます。

【趣旨】

この条例で定義する用語は、「町民」、「町」、「町政」、「町民参画」、「協働」の五つとしています。「議会」をこの条例に含めなかった理由としては、そもそも町長とは異なる代表性を有する機関であることと、この条例の対象となる町民参画、町民協働に関わる施策を実施する機関ではないためです。

【解説】

第1号：町民

用語の定義は、まちづくり基本条例と同じとしています。施策によっては対象となる町民の範囲も異なってくることもありますが、最も広い意味で、安平町に在住、在勤、在学する者及び法人や法人格を取得していません。

でも組織として活動できる団体とし、参加と協働に関わる施策の内容に応じて、その都度、対象となる町民の範囲を伸縮させ、より多くの町民が参加できるようにしようと考えています。

第2号：町

町の執行機関となる町長（町長個人を指すのではなく、町長部局の行政機関）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。

第3号：町政

地方自治法第2条の規定に基づき、行政が行う事務をいいます。

（例示）

- (1) 公共の秩序を維持し、町民等の安全、健康及び福祉を保持する。
- (2) 公園、道路、河川等を設置若しくは管理する。
- (3) 学校、公民館、体育館等の施設を設置若しくは管理・運営する。

第4号：町民参画

町民が安平町における自治の主体者として、行政活動の企画立案から実施、評価に至るまでの各局面に関わることをいいます。

第5号：協働

第3号で規定する町政の担い手は、町及び町民です。ただし、その活動範囲は、必ずしも地方自治法第2条に規定する活動だけではなく、行政活動を超えるような活動も対象となる可能性はあります。

（町民参画の基本原則）

第3条 町民参画は、町民が自ら町政に参画する権利と機会を保障し、町民と町が協働のまちづくりを進めることを基本原則とします。

【趣旨】

町民参画の基本原則として、まちづくり基本条例第12条で規定する「権利」と同第13条規定の「機会」を保障して、協働のまちづくりを進めことを明文化したものです。

（町民の役割）

第4条 町民は、まちづくりにおける自らの果たすべき責任と役割を理解し、町政に関心を持つよう努めます。

- 2 町民は、地域活動に理解を深め、積極的に参加することに努めます。
- 3 町民は、お互いの立場や意志を尊重し、思いやりと協調性を持って町民参画することに努めます。
- 4 町民は、公共の利益を考え、意欲と責任をもって、自発的に町民参画することに努めます。
- 6 町民は、町民参画に当たって、その権利を濫用してはならず、常に自治

の実現のために行使するものであることの認識に努めます。

【趣旨】

まちづくり基本条例第33条（町民の責務）でも同様のことが規定されていますが、町民は、自ら生活する地域をより良いものとするため、自治活動やボランティア活動等に対する理解を深め、まちづくりに積極的に参画することが期待されます。

また、町民が自主的に取り組む活動の中には、行政の事業と重なり合う部分があり、町民と行政が連携・協力することができます。質の高い町民サービスを創出するため、町民と町がそれぞれの知恵や発想を出し合い、できることを考え、それぞれの役割分担のもとに行動することが求められています。

【解説】

（第1項）

地域のことは地域で決めて、地域が責任を持つという「自己決定・自己責任」の町民自治の社会に備え、町民主体による社会システムへの再構築を図るためには、町民一人ひとりが町政に参画する自覚が必要です。

（第2項）

地域の資源や課題を十分理解したうえで、自らの知恵と経験を活かして地域活動等に自発的に参加し、まちづくりに取り組んでいくことで、協働社会の構築が加速します。

（第3項）

町民は、常にお互いの自主性と主体性を尊重し、お互いに対等、平等であるとともに、パートナーとして思いやり、共助の精神を醸成していきます。

（第4項）

町民と町も共に対等、平等なパートナーとして連携しながら、お互いの「やる気」を大切にして、町民参画を推進します。

（第5項）

濫用とは、この条例に基づく権利権限を社会的な意義ないし、本来の目的を逸脱して行使することをいい、町民同士あるいは町民と町は信頼関係を構築して協働社会の実現を目指します。

（町の役割）

第5条 町は、町民とのコミュニケーションを推進し、積極的に地域活動やボランティア活動等を支援することに努めます。

2 町は、町政の公正、公平な運営のため、庁内で情報を共有し、町民の意向や意見に対して、誠意をもって説明責任を果たします。

3 町は、町政に関する情報を分かりやすく公開し、積極的に発信します。

4 町は、積極的に町民参画の機会を設け、町民の意向や意見の把握に努め、町政に反映させることに努めます。

【趣旨】

この条例をより実効性あるものとするため、町の役割を明確にしたもので、町民参加と町民協働を推進させるため、町民とのコミュニケーション、説明責任、情報の公開発信、意見の町政への反映を町の役割としています。

【解説】

(第1項)

町民と町が対等な立場で議論するためには、お互いをパートナーとして認め合い、理解し合うことが必要です。そのためには、コミュニケーションを促進し、地域活動等にも理解や支援が必要となります。

(第2項)

行政活動は、地方分権の伸展、町民ニーズの変化等で拡大を続け、この小さな町でも庁舎内での情報の共有が課題となりつつあります。町政を公正、公平に進めるためにも、庁舎内での情報の共有に留意し、町民に対する説明責任を果たさなければなりません。

(第3項)

この条例の制定前から安平町情報公開条例（平成18年条例第12号以下「情報公開条例」という。）に基づく制度を有しており、町民への情報提供に努めていますが、町民参画を推進させるうえで最も重要である「情報の提供」について、町の責務として改めて規定しています。情報の公開は、町民参画を実効あるものとするための大前提であり、積極的な情報の発信とは、町政の情報を町民と町が共有する状態を目指すもので、そのことにより町政の公正性、透明性を確保できます。発信する情報は、町政において本条例に規定するすべての町民参画に必要な情報を指し、情報の提供方法は、第11条に定める公表の方法とします。

(第4項)

町民参画の機会を設けるとは、審議会等、パブリックコメント、ワークショップ、アンケート、モニター制度、町民政策提案、「ていあんくん」等をいい、その中で得られた町民の意向、意見を町政に反映する努力を表すものです。

(町民参画の対象)

第6条 基本条例第12条に規定する町政の基本的な事項を定める重要施策等は、次に掲げるものとします。

- (1) 総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更
- (2) 町政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃
- (3) 町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制

定又は改廃

- (4) 大規模な町の施設の設置に係る計画等の策定又は変更
 - (5) 町民の生活に重大な影響を及ぼす施策の決定
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項
- 2 前項各号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、町民参画の対象としないことができます。
- (1) 軽易なもの
 - (2) 緊急に行う必要のあるもの
 - (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
 - (4) 町の内部事務処理に関するもの
 - (5) 税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- 3 町は、第2項第2号の理由により町民参画を実施しなかったときは、安平町町民自治推進委員会条例（平成25年条例第●号）に定める安平町町民自治推進委員会（以下「推進委員会」という。）に報告し、その意見を合せて公表します。

【趣旨】

ここでは、町政において町民参画の手続きを実施しなければならない対象を具体的に規定しています。自治体は町民の福祉の増進を目指して様々な事業を展開しており、それを時系列的に大別すると、企画立案、実施、評価の各過程に分けられます。対象となる事業を単に「重要事項」という概括的な規定とすると、町の裁量が大きく働くことになり、それ自体が、町民参画の障害となってしまうことから、明確に具体例を明示しています。

また、例外規定で対象としないものを規定し、町民からその理由を求められたときは説明するものとします。また、緊急性から対象としなかった場合の取扱いについても規定しています。

【解説】

（第1項第1号）

「総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更」とは、基本構想と基本計画、地域防災計画、男女共同参画計画、地域福祉総合計画、農業振興地域整備計画、森林整備計画、都市計画マスタープラン等、全町域を対象として将来の町の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的な事項を定める計画等をいい、「構想」、「計画」など名称を問うものではありません。

（第1項第2号）

「町政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃」とは、基本条例、定住促進条例（平成18年条例第18号）、環境基本条例（平成18年条例第101号）、本条例等、町政全般についての基本理念や基本方針等

を定める条例を指します。なお、地方自治法第14条第2項の規定により、「町民に義務を課し、又は権利を制限する」には、条例によらなければならないとされているので、この号においては、町の規則や要綱は含まないものとします。

(第1項第3号)

「町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃」とは、情報公開条例、安平町個人情報保護条例（平成18年条例第14号）、行政手続条例（平成18年条例第15号）、税条例（平成18年条例第69号）、手数料条例（平成18年条例第73号）等を指します。

(第1項第4号)

「大規模な町の施設の設置に係る計画等の策定又は変更」とは、広く一般町民が使用する公民館、体育施設、公園等の公共用の施設をいいます。新設の他、既存施設の移転や廃止、統廃合、あるいはそれらによる跡地利用計画（学校統廃合や施設再配置による跡地活用や処分計画等）等も対象に含めることとし、その事業費がおおむね5億円以上を対象とします。

(第1項第5号)

「町民生活に重大な影響を及ぼす施策の決定」とは、基本的な計画や条例の改廃のほかにも市民に広く適用される制度を指し、具体例としては、町民憲章、他自治体との施設相互利用、条例規定ではない規則、要綱、基準等で定める町民サービスの提供などがあります。

(第1項第6号)

以上に規定するもののほか、町長の裁量で実施するものです。

(第2項)

第1項の例外として、時間的な制約によりやむを得ず町民参画ができないものについて定めたもので、「税の賦課徴収」等については、地方自治法第74条においても請求権から除外とされていることなどから、町民参画を求めないことができるものとしている。

(第3項)

町民自治推進委員会の役割は第12条で規定していますが、その一つとして第2項第2号の「緊急性」の判断基準の報告を規定するもので、事後において、その判断の適否を議論し、その結果を、さらに制度に反映させるために規定しています。

(町民参画の方法)

第7条 住民参画は、意見聴取及び意見提出により行うものとし、その方法は、次に掲げるとおりとします。

(1) 広く意見等を募集するための手続き

- (2) 集会の形態をとり、町民と町の対話を通じて意見交換等を行うための手続き
- (3) 会議の形態をとり、町民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続き
- (4) 町民が自ら施策を提案し、又は町の求めに応じて町民が提案することに対して、その提案の概要、提案に対する町の考え及び結果を公表する手続き（第9条において「町民政策提案」といいます。）

【趣旨】

町民参画の手続きを行うときは、それぞれの施策にふさわしく、かつ、年齢、性別、障がいの有無及び職業等の状況によって、町民が意見等を提出しやすく、かつ、その施策に適した町民参画の最良の手法を選択し、これにより多くの町民が公平に参加できるような方法の検討と情報の提供が必要です。それぞれの具体的な手続きは、安平町町民参画推進条例施行規則で規定します。

【解説】

第1号：広く意見等を募集するための手続き例

① パブリック・コメント

パブリック・コメントとは、政策等の策定途中で、その計画などの素案を公表し、それに対して町民が意見、課題、問題点、情報等を提出し、提出された意見等を考慮して政策等を決定していく一連の手続きをいい、政策決定過程における公正性の確保と透明性の向上を図り、町民参画による開かれた町政を目指し、パブリックコメントの手法を採用します。

町民参画の手続きを行うときは、それぞれの施策にふさわしい適切な手法を選択しなければなりません。町は、審議会等、他の町民参画の手続きを実施したうえでもなお、策定しようとする政策等の町民参画の手法において、パブリック・コメントが適切であるのか、十分に考慮し実施するものとします。

② アンケート調査

アンケート調査とは、多くの町民に同じ質問をすることで、比較できる意見を集め、町民の意見を把握しようとするものです。一般的には、回収率が課題となり、統計学的な専門知識も必要となることから、実施に際しては、慎重に検討します。

③ モニター制度

安平町のモニター制度としては、現状では「広報モニター」があり、毎月、配布される町の広報紙に対する感想、意見を町に伝えています。他の市町村では、市政モニターや道路モニターなど広い範囲で導入され、モニターから寄せられる感想や意見を行政活動に効果的に活用し

ている事例もあり、安平町でも更なる導入を検討していきます。

④ ていあんくん

「ていあんくん」は、現在も行われている制度で、提案のほか、意見、相談、苦情、照会など、広く町政に対する町民の声を聴く広聴制度の一つです。

第2号：集会の形態をとり、町民と町の対話を通じて意見交換等を行うための手続き例

⑤ 町民説明会

町民説明会とは、町が施策の策定等において、策定前又は策定後、施策を実施する以前に町民に説明を行い、その理解を求め、意見を聴く会をいいます。

第3号：会議の形態をとり、町民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続き例

⑥ 審議会等

町民の町政への参加の機会をより拡大し、幅広く町民の声を反映させるためには、審議会の運営は大変重要なものです。審議会は限られたメンバーで町の重要事項を審議することとなることから、町民の現状、意識を正しく反映し、多様な意見を取り入れ、多くの人が平等に参加の権利を有することができるよう、審議会、委員会並びに協議会の委員に年齢・性別の構成に偏りが出ないようにすることが必要です。

また、審議会によっては一部の町民が何期にもわたって委員を務めていたり、他の審議会等の委員を兼務していたりという現状もあり、新しい町民の参加を促進し、審議会等そのものを活性化するため、任期・兼職状況に配慮し、公募や無作為抽出方式等により選任することにします。「無作為抽出方式」とは、住民基本台帳から無作為で委員を選任する方法で、導入の背景としては、参加する町民が固定化する傾向にあり、幅広い町民参画を得るために様々な工夫が求められている状況にあります。

⑦ ワークショップ

ワークショップとは、町が施策の策定において、早い時期から町民参加手続きを実施することが適当と認められる場合に、町民同士や町民と行政が自由な作業や議論を行うことを通して合意形成を図る会をいいます。

第4号：町民が自ら施策を提案し、又は町の求めに応じて町民が提案することに対して、その提案の概要、提案に対する町の考え及び結果を公表する手続きとは、第9条でその手続きを規定していますが、協働のまちづくりを推進するために、町と協働して取り組むことで相乗効果が期待できる政策提案、施策運営等を提案できる制度で、「**町民政策提案**」と称します。

(町民参画の実施)

第8条 町は、町民参画を実施しようとするときは、前条各号に掲げる方法のうちから、適切な方法により実施するものとします。

2 町は、町民参画の実施に当たっては、政策の目的及び課題、提案の方法、提出期間その他提案に必要な事項を明らかにして行います。

3 町は、町民から政策の提案があったときは、その内容を総合的に検討し、当該提出があった日から3か月以内に検討の結果及びその理由を当該町民に通知するとともに、その概要を公表するものとします。

【趣旨】

町民参画の手続きを実施する際には、町民に十分にその情報を届けることが大前提で、第7条で規定する町民参画手続きの方法を適切に組み合わせることにします。また、町民が町民参画に関する情報を適切に入手できるように定め、その提案に対する回答期限と概要公表を規定しています。

【解説】

(第1項)

十分な検討期間を有する施策等は、事前に審議会等又はワークショップで協議し、必要があればアンケート調査も実施して、決定した事項でパブリック・コメントを行い、出された意見で修正等を加えた施策を町民説明会で説明するのが、一連の流れとなります。時間的な制約や施策等の適性を十分考慮して、町民参画の手続きを決定します。

(第2項)

第1項の町民参画を実施するにあたり、公表する情報は正確で的確でなければなりません。それぞれの町民参画手続きの方法に応じた公表の方法や内容を施行規則で定めます。

(第3項)

町民からの意見聴取の結果示された政策提案、又町民からの意見提出に対しては、これを検討する期間を十分に確保するため、提案があった日から3か月以内に結果を報告することとしています。これは、庁内でも所管課が一つだけでなく横断的な協議検討を要する、又は関係団体等との調整を要することも想定して最長の期限としているもので、できる限り早い回答に努めるものとします。

(町民政策提案の手続)

第9条 第7条第4号に規定する町民政策提案は、年齢満20歳以上で町内に住所を有する10人以上の連署をもって、その代表者から町に対し、対象施策について、現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した

具体的な政策を提案することができます。

- 2 町は、前項の規定による政策の提案があったときは、その内容を総合的に検討し、その結果及び理由を当該代表者に通知するとともに、その概要を公表するものとします。

【趣旨】

町民の町政に対する建設的な提案や多様な発想から生まれる各種事業の企画を広く募り、優れた提案を積極的に町の施策に反映させ、町政への町民参画を推進し、町民と町との協働による豊かで快適な町づくりを推進します。

【解説】

(第1項)

政策提案できるものは、町と町民が協働で取り組むことにより、相乗効果の期待できる政策立案、施策運営等で、要件としては、1. 町内で実施する政策等、2. 地域社会の発展又は地域課題が解消される、3. 協働が可能で役割が明確かつ適切なものです。また、提案できないものとしては、効果が特定の者の利益となる、営利、政治・宗教活動を目的とするなどを規定します。政策提案は、実施にあたっては予算付けが必要となる場合もあるので、期間を設けて受け付けるものとし、年1回は適切な時期に第11条に規定する方法で公表します。

満20歳以上で町内居住の10名以上としたのは、個人ではなく多くの人と話し合うことで、具体的で実現可能な施策等を期待してのことで、町民参画が大きく前進します。

(第2項)

応募された提案内容は、公益性及び社会貢献度、政策合致性、需要度、実現性、期待度、先進性及び独自性などの観点から審査します。審査結果は、提案者に通知するとともに、その概要を第11条に規定する方法で公表します。

(提出された意見等の尊重)

第10条 町は、町民参画の実施により提出された意見等を十分に検討し、町政運営に反映できるものについては、積極的に反映させるよう努めるものとします。

【趣旨】

町民から提出された意見、提案、情報を検討し、できるものは、町政に反映することとしています。町でどのように検討を行い、どのように施策に取り入れられたのか、さらに、受け入れられなかった場合についてはその理由についても、併せて公表するものとします。

【解説】

町は、町民参画を行った際に出された意見・提案等をできるだけ尊重して事業を実施するよう努めるものとし、内部的な検討にとどまらず、関係機関に情報を提供し、そのときの社会情勢、財政状況、政策展開など幅広い視野に立って、総合的かつ多面的に町全体で検討を行います。また、町民の提案や意見を聴くだけでなく、その内容がどのように施策等に反映されたのか、又は受け入れられないと判断したのか、その結果について、迅速かつ的確に提案者や町民に周知し、理解を得るよう努めます。

(公表の方法)

第 11 条 公表の方法は、次に掲げるとおりとし、2 以上の方法で行うこととします。

- (1) 町広報紙及び町ホームページへの掲載
- (2) 安平町公告式条例（平成 18 年条例第 3 号）に定める掲示場への掲示
- (3) 町の担当窓口等での閲覧、掲示及び配布
- (4) 新聞、雑誌等への広告の掲載
- (5) 折込み公告の配布
- (6) その他不特定多数の者が了知することができるのと町長が認める方法

【趣旨】

町民参画を進めていくためには、その手続きを実施する際に、町民に十分にその情報を届けることが大前提です。町民参画手続きに関する情報を公表する方法を定めることによって、町が常にこのうちから適切な方法を組み合わせ、町民が町民参画に関する情報を公平に入手できるように努めます。

【解説】

この条例の「公表」とは、内容の要旨等を広く分りやすく町民に知らせることを指し、情報公開条例に基づき求めに応じて情報をそのまま知らせる「公開」とは区別しています。

提出された意見、提案、情報の内容は、全文を公表することを原則としますが、公表する媒体の容量が不足する場合は、代表的なものや要点にまとめたものを公表します。例えば町広報紙は紙面に限りがあるため、全文掲載が無理な場合は要点の掲載とし、補完的にホームページ等を活用して全文掲載するなどの処置を講じます。

なお、意見等に情報公開条例又は個人情報保護条例で規定する個人情報、法人秘情報等が含まれている場合は、その利益等を守るため、その部分については公表しないものとします。

(推進委員会の役割)

第 12 条 町民参画の適切な運用及び町民参画を推進する上で必要な事項の審議は、推進委員会で行うものとします。

2 推進委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、町民参画の推進に関する事項について、町長に意見を述べるものとします。

- (1) 町民参画の実施状況に関する事項
- (2) この条例の運用状況に関する事項
- (3) 町民参画の方法の研究及び改善に関する事項
- (4) この条例の見直しに関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町民参画に関する基本的事項

【趣旨】

本条例に定めた町民参画の制度を、時代に則してより良い制度として高めていく必要があるという観点から、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関としてこの審議会を設置するものです。

【解説】

(第 1 項)

この条例に託された町民参画の推進が実効あるものとして、広く町民に分かりやすく浸透するように、推進委員会は町長の諮問に応じて、町民参画の推進状況等について報告を求め、評価・検討し、さらには町に意見を述べる権能を併せ持つもので、本制度の円滑な運用を図るものとします。

(第 2 項第 1 号)

本制度が運用されてから一定期間が経過した後、町民参画に係る実施状況と進捗度を総合的に評価し、町長に報告するものです。

(第 2 項第 2 号)

本制度が町の意図だけに左右されず透明性をもって推進されることを担保するものです。

(第 2 項第 3 号)

本制度をさらに推進させるため、制度のさらなる検討と改善について調査・審議するものです。

(第 2 項第 4 号)

前各号の審議・評価を具現化するための本条例の改正については、さらに推進委員会で十分な審議を行い、本制度の趣旨に則った判断を行うものです。

(町民参画の実施状況等の公表)

第 13 条 町は、毎年度、町民参画の実施状況に関する事項を公表します。

【趣旨】

町民参画の実施状況を推進委員会で評価し、その結果を公表します。町民と町がお互いに対等な関係を保つパートナーシップの精神を尊重する本条例の趣旨に則り、広く町民に周知して制度の透明性を高め、制度の実効性を確保しようとするものです。

(条例の見直し)

第 14 条 町は、社会情勢及び住民参画の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとします。

【趣旨】

時代の変遷、社会経済情勢の変化により、その都度求められる町民参画のあり方も変わってくる考えられます。

時代背景を考慮して、その時代に合致した町民参画、協働社会に合せた制度の見直しが必要です。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

【趣旨】

この条例を施行するに際してその他必要な事項は、町長が規則等により定めることとしたものです。

附 則

この条例は、安平町まちづくり基本条例（平成 25 年安平町条例第●号）の施行の日から施行する。